



8月1日から高齢受給者証(国保)が変わります～7月下旬にご自宅に郵送～

高齢受給者証とは

国民健康保険に加入している人で70歳になると、75歳の誕生日の前日まで、所得に応じて1割か3割の負担割合を記載した「国民健康保険高齢受給者証」を交付します。(後期高齢者医療制度の適用者は除きます)

病院などの窓口で国保の保険証とともに提示してください。

※平成24年3月までは1割に据え置かれ、4月から2割負担となる予定です。

■対象期間 70歳になる誕生月の翌月から(1日が誕生日の人はその月から)75歳になる誕生日の前日まで

■更新時期 毎年7月末までに、8月1日～翌年7月31日までの有効期限のものを送付します。負担割合は、所得の状況によって毎年判定をします。

■自己負担割合

①現役並み所得者…3割負担

同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる人。

ただし、その該当者の収入合計が、2人以上で520万円

未満、1人で383万円未満の場合は申請により、「一般」の区分と同様となります。

また、同一世帯に後期高齢者医療制度に移行する人(旧国保被保険者)がいて現役並み所得者になった国保被保険者1人の世帯の場合、住民税課税所得145万円以上かつ収入383万円以上で同一世帯の旧国保被保険者も含めた収入合計が520万円未満の人は申請により、「一般」の区分と同様となります。

②一般…1割負担(平成24年4月から2割に変更予定)

現役並み所得者、低所得者Ⅰ・Ⅱに該当しない人。

③低所得者Ⅱ…1割負担

同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の人。(低所得者Ⅰ以外の人)

④低所得者Ⅰ…1割負担

同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人。

	負担割合	自己負担限度額(月額)		入院時食事代の標準負担額(1食あたり)
		個人単位 [外来]	世帯単位 [外来+入院]	
現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円 医療費が267,000円を超えた時は、超えた分の1%を加算 ※1 <44,400円>	260円
一般	1割 (平成24年4月からは2割)	12,000円 (平成24年4月からは24,600円)	44,400円 平成24年4月からは62,100円 ※1 <44,400円>	
低所得者Ⅱ		8,000円	24,600円	210円 ※2 <160円>
低所得者Ⅰ			15,000円	100円

※1 <>内は過去12ヵ月以内にすでに3回以上高額療養費が支給されている場合、4回目からの額。

※2 <>内は過去12ヵ月の入院日数が90日を超える場合、91日目からの額(申請が必要)

●低所得Ⅰ・Ⅱの人は、入院の際に「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となりますので、申請してください。

8月1日から一部負担金の限度額認定証・入院時食事療養費の減額認定証が変わります～該当する人は申請を～

次の認定書は8月1日に更新します。現在お持ちの認定証の有効期限は7月31日ですので、引き続き認定が必要な人は改めて申請をしてください。

①国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証

・対象者 国保に加入している世帯の世帯主(擬制世帯主を含む)およびその世帯の加入者全員が住民税非課税の人で入院中または入院予定のある人

②国民健康保険限度額適用認定証

・対象者 国保に加入している70歳未満の人で入院中または入院予定のある人

●申請に必要なもの

- ・保険証、高齢受給者はその受給者証、印鑑
- ・既に減額認定を受けている人は限度額認定証
- ・対象となる人で、平成23年1月2日以降に赤穂市に転入された人のみ市町村民税所得証明書

●受付 7月25日(月)～